

正倉院文書に見る造寺・写経事業と仏

矢越 葉子

1. はじめに

正倉院文書のうち写経所文書は、近世以降の数次の整理過程において原形が破壊されているものの、復原研究の進展や研究環境の整備により、一九八〇年代以降、盛んに研究材料として用いられている。その結果、写経事業からみた政治史、律令官司の運営、古文書学への試みなど、その研究分野は多岐に渡っている¹。しかし、写経所文書を伝えた写経機構は、東大寺や国分寺の造営を行った聖武天皇の皇后である光明子の皇后官職所管の写経機関が造東大寺司被管の写経機関へと発展したものであり、そのような奈良時代の鎮護国家思想を現在に伝える恰好の史料群でもある。そこで、本稿では、正倉院文書中に見える礼仏や經典の奉納といった、実際に仏前において実施されていたことの判明する二つの行為を中心に当時の仏教思想の一端を考察することとする。

2. 礼仏

(1) 写経事業

写経事業においては、作業従事者に支給される衣服は「浄衣」と、また給与は「布施」と呼ばれるなど、あらゆる場面で仏教的な用語が用いられているが、既に石田茂作氏²や井上薫氏³によって指摘されているように、作業従事者自らが礼仏行為を実施する事例が知られる。史料中に「礼仏」が見られるのは、天平年間・天平勝宝年間の上日帳、食口案および行事報告、天平宝字四年の考中行事の報告である。

天平二十年八月～翌天平勝宝元年八月の内容を含む「経師等上日帳」⁴は、経師毎に月別の上日数を記載した帳簿であるが、

大初位下伊福部宿禰男依 八月〈日廿七／夕廿五〉
九月〈日五／夕四〉十月〈日十四／夕十三〉十一月
〈日廿五／夕廿四〉十二月〈日廿八／夕廿四〉
正月〈日廿八／夕廿四〉二月〈日十／夕八〉三月
〈日十一／夕十〉 掃守寺別当
上日百卅八〈催令写題經三千四百廿九卷 奉鑄大
仏二度供奉礼仏七度〉

のように、各人の記載の末尾の集計部分には写経事業以外の「奉鑄大仏」⁵や「供奉礼仏」へ参加した旨が記載される場合がある。このような記載からは、「奉鑄大仏」「供奉礼仏」といった行事への参加をも上日として

扱っている様子が伺える⁶。

また、写経所から造東大寺司へ宛てて月別に提出される報告書のうち、天平勝宝年間の食口案・行事報告⁷には「礼仏」が散見される。天平勝宝四年六月のものを例にあげると、

写書所解 申六月食口事
合単貳佰捌拾陸人
書生佰貳拾陸人
十人写間經 五十五人写常疏
五十三人写口口 六人供奉礼仏
一人造政所公文 一人参弁官
装潢貳拾貳人
十三人造間華嚴經紙 八人造常疏紙
一人造政所公文
校生陸拾口口人
卅七人校常疏 九人校間疏
四人校間經 三人参内裏
一人供奉礼仏
案主参拾肆人
舍人肆拾人
十人供奉礼仏 五人遣使
廿五人雜使
六月廿九日大鳥
吳原

のように、写経所内における散役（人員配置の状況）を職分毎に記した部分のうち、書生・校生・舍人の散役中に礼仏に供奉した旨の記載が見られ、礼仏を実施することが食米支給の対象行為となっていることが分かる。また、「写書所告朔案」⁸においては、天平勝宝三年の正月～五月分の行事報告（告朔）と六月～十二月分の食口案が貼り継がれているが、このことから、行事報告（告朔）のうち散役部分の「礼仏」の記載も食口案の場合と同様に、礼仏が食米支給の対象となる行為であり、かつ散役として報告すべき行為であることを示していると思なせよう。

さらに、このような上日帳や食口案の記載を元にして、年に一度七月末付けで考課判定のための基礎資料となる考中行事が直属の上級官司へと報告される⁹。天平宝字四年七月付けの「東大寺写経所解案」¹⁰には従八位下小治田宿禰年足の考中行事の中に「供奉礼仏三度」と見え、礼仏が考課対象として上級官司である

造東大寺司に宛てて報告すべき行為であったことが判明する。

以上より、写経所における礼仏とは、単に作業従事者の発意によって実践されるような個人的な宗教行為ではなく、実施すること自体が上日や食口の支給対象となり、かつ考中行事として上級官司である造東大寺司に対して報告されるような種類の宗教行事であったと言えよう。

(2) 造営事業

造営事業中に礼仏行為が確認されるのは、東大寺造営と石山寺造営である。

東大寺造営に関して礼仏行為が確認される史料は、いずれも考中行事の報告書である。天平勝宝七歳の「造講堂所解案」¹¹には木工中宮舎人大初位上第訓部市麻呂の行事中に「供奉礼仏陸度」と見え、天平勝宝年間のものと思われる「造東大寺司解案力」¹²には姓名不詳者の行事中に「奉鑄大仏像供奉三度」「供奉礼仏五度」、无位坂本朝臣人上の行事中に「奉鑄大仏像供奉二度」「供奉礼仏三度」と見える。後者に関しては前後が欠損した断簡であるため文書の移動は不明であるが、前者の正文は造講堂院所から造東大寺司に宛てて提出されたものと考えられ、天平勝宝年間には、造東大寺司管下の各部局内においても写経所と同様の意義付けの下に礼仏行為が実施されていたものと推察される。

石山寺造営は保良京への遷都に伴うもので、天平宝字五～六年に造東大寺司管下に臨時に設けられた造石山寺所によって増改築が実施された。礼仏行為が記載される史料は、天平宝字六年七月二十五日付けの「造石山寺所解案」¹³と天平宝字六年閏十二月二十九日付けの「造石山寺所解案」¹⁴である。前者は造営期間中の考中行事の報告であり、

少初位上三嶋豊羽

行事六條

催令山作并運漕田上山材一千五百廿二物（柱桁架梁等類）

領令作檜皮葺殿二字并夫等領

供奉礼仏二度

遣使二度（坂田愛智郡米等徴使類）

のような形式で記載が設けられ、三嶋豊羽・下道主・私部有人・和久真時の行事中に「礼仏」が見られる。後者は造営事業の最終決算報告書（秋季告朔）であり、その散役の記載中に、舎人の内訳として「廿九人供奉礼仏」、木工のうち足庭作工の内訳に「廿八人供奉礼仏」の記載が設けられている。この二通の文書は、いずれも正文は造石山寺所から上級官司である造東大寺司に

提出されたものと見られる。このことから、石山寺造営に関しても、(1)の写経事業の場合と同様に礼仏行為が実施され、かつ上級官司である造東大寺司に報告すべき行為であると認識されていたことが判明する。

さらに、石山寺造営期間中の天平宝字六年五月一日付けで作成されたと思われる「造東大寺司解案」（四月告朔）¹⁵には、造仏所の作物中に「供奉礼仏并充於戒堂受戒所 功六十七人」、鑄所の作物中に「供奉礼仏功卅三人」、と「礼仏」の語が見られる。この文書は造東大寺司管下の各部局の作業内容を報告するものであり、正文は造東大寺司から太政官に宛てて提出されたものと推定されている¹⁶。とすれば、礼仏という行為は、単に造営事業に付随する年中行事や祭祀のようなものではなく¹⁷、造東大寺司管下の各部局が造東大寺司に対して報告すべき行為であると同時に、造東大寺司が太政官に提出するような公的な行政報告においても記載を設けるべき対象行為として認識されていたと捉えるべきであろう。

以上、写経事業・造寺事業における礼仏行為を見てきたが、これらの事例からは礼仏自体の場所や具体的な所作については明らかにならないものの¹⁸、井上氏の「写経作業は想像以上に宗教的なものであった」との指摘はひとり写経事業のみに認められるものではなく、寺院の造営事業も同様の認識の下で実施されていたと捉えるべきである。さらに、礼仏行為に対して上日が与えられ、従事者に食米が支給され、また考中行事のような考課の対象となる行為の一部としても列記されている点を鑑みれば、そのような宗教的認識は事業従事者各人のみが有していた訳ではなく、鎮護国家の道場の造作やそのような場で使用される経典を製作する上で、それに関与する官人や工人などにとって欠くことができない行為であると国家により把握されていたと言えよう。

3. 経典の奉納

2では作業従事者自らが仏前に詣でている事例を検討したが、次に写経事業において散見する書写の完了した経巻を机などに安置して仏前に奉納する事例を検討することとする。

天平宝字六年三月七日付けの「造石山寺所解案」¹⁹には、造石山寺所が二月中に実施した作業報告の一部として

作机十七前（経机并盛料） 功十六人

と記されている。経机とは文字通り書写に用いる机であり、これとは別物の「盛料」の机が存在することが

この記載から判明する。正倉院文書中に見える「盛」の対象は、①食料、②雑物、③文書・経巻の三種に大別でき、この場合の机は③の用途のために製作されたものと見るべきであろう²⁰。

このような「盛料」の机のうち、作製経緯やその形態が明らかな例としては、天平宝字六年十二月～閏十二月に作業が実施された灌頂経十二部の書写事業の事例が挙げられる。この写経事業については既に山本幸男氏の研究があるが²¹、山本氏によると、当灌頂経十二部の書写は孝謙上皇の勅願によるものであり、十一月二十一日の法勤尼の宣を受けて準備が開始された。ただし、この時期には写経所の中心職員は造石山寺所に臨時に設置された写経所から未だに帰還していないため、直ぐには作業が開始されず、実際の書写は十二月十一日～閏十二月二十一日、校正は閏十二月十二日～二十五日に実施されている。このような書写・校正の終了した後の翌七年正月二十六日付けで作成されたのが「灌頂経机覆注文」²²である。

東大寺

合机十二前（各高二尺五寸 長二尺六寸／広一尺五寸）

覆十二條（各長四尺二寸 自机二端各垂六寸／
広三尺一寸五分 自机二辺各垂三寸）

右、灌頂経応坐机并覆尺寸如件

天平宝字七年正月廿六日安都

文面からはどこに宛てて差し出される予定かは判然としないものの、「灌頂経坐すべき」との語句が見えるため、「盛料」の机とその覆いを発注していることは明らかである。さらに、完成した経巻は五月に内裏に八部、元興寺・興福寺・東大寺・香山薬師寺に各一部が奉請されているが、内裏への奉請に際して添えられた文書の案文である「東大寺請経文案」²³には

東大寺

灌頂経十二部（黄紙及（綺緒）表胡粉塗裡葛形繡
帙浅緑綾裏錦縁紫綾緒／黄楊籤納漆小櫃居白木猫
足机覆并敷洗布）

今奉請八部

寺家奉留四部

右、依今月十二日宣、奉請如件

於内裏（使主典安都宿祿）

天平宝字七年五月十三日安都

とあり、経巻は漆塗りの小櫃に納められ、覆いが掛けられ敷布の敷かれた白木の猫足の机に置かれた状態であったことが判明する。

以上より、奉請に際しては、既に机の上に盛られた状態で発注者や奉納先に引き渡されるのであり、「盛

の他の用例から見て、盛るという行為は仏前への奉納が想定されよう。言い換えれば、「盛料」の机は、経巻を仏前に奉納することを目的のひとつとして特注で製作されるものであり、写経所において経師・校生・装潢といった従事者により流れ作業的に作製された経巻は、奉請の直前に仏前に奉納されることによって初めて「経巻」としての性格が付与されたとも考えられるのである。

4. 終わりに

本稿で取り上げた礼仏と經典の奉納は、実際に仏を前にして実施されていたことが判明する行為のほんの一部であり、造寺・写経事業においては他にも多くの仏教信仰に基づく行為が行われていたものと推測される。このような行為をひとつずつ検証していくことは、鎮護国家を支えた末端の人々の行為およびその背景にある思想に光を当てることであり、正倉院文書研究に与えられたひとつの役割なのではないだろうか。また、このような思想的側面をも把握することで、写経所文書研究もより一層深みを増すものと思われる。

注

- 近年における写経所文書の研究動向については、柴原永遠男『奈良時代の写経と内裏』「序 正倉院文書研究の課題」（槇書房、二〇〇〇年）、同『奈良時代写経史研究』「序 正倉院文書研究の動向と個別写経事業研究の意義」（槇書房、二〇〇三年）を参照されたい。
- 石田茂作『写経より見たる奈良朝仏教の研究』、東洋文庫、一九三〇年
- 井上薫『奈良朝写経所の一考察』（『日本古代の政治と宗教』、吉川弘文館、一九六一年）
- 十 336～340（『大日本古文書』（編年文書）第十卷 336～340 頁の意。以下、同様に示す。）十 365～368十 340～345 二十四 518～519十 345～354十 359～365 二十四 519～520十 354～359十 368～370十 640～643十 374、続々修 24-6<1>～<5>+続修後集 28②裏+続修 49③+続々修 246<6>～<11>+続修 22⑬裏+続々修 24-6<12>～<16>+続々修 24-6<20>～<24>+続修 22②裏+続々修 24-6<17>～<19>+続修 28⑤表裏+続々修 24-6<19>裏+続修 28①裏。
復原については、柴原永遠男「上日帳について」（上横手雅景監修『古代・中世の政治と文化』、思文閣出版、一九九四年）を参照した。
- 東大寺の大仏造立に関しては、『東大寺要録』などに載せる碑文に「以天平十九年（歳次壬辰）九月廿九日、始奉鑄鎔、以勝宝元年（歳次己丑）十月廿四日、奉鑄已了。」とあり、ちょうどこの時期に鑄造されていた様子が伺える。
- 「礼仏」の見える上日帳としては、他に天平勝宝元年八月～二年七月の「経師等上日帳」（三 280～311、続修別集 40 裏）がある。
- 「礼仏」の見える食口案は、天平勝宝二年六月分（十一 229

- ～230)・七月分(十一 230～231)・十月分(十一 233～234)・十一月分(十一 234～235)、天平勝宝三年正月分(十一 489～491)・二月分(十一 489～492)・八月分(十一 512)・十月分(十一 507～509)、天平勝宝四年正月分(三 560～561)・二月分(三 562～563)・三月分(三 565～566)・閏三月分(三 568～569)・四月分(三 570～573)・五月分(十二 300～301)・六月分(十二 301～303)・七月分(十二 303～304)・八月分(十二 304～305)・十月分(十二 307～308)・十一月分(十二 308～310)、天平勝宝五年正月分(十二 395～397)・二月分(十二 397～399)・三月分(三 619～621)・四月分(二十五 62～64)・六月分(十二 399～401、十二 401～403)・七月分(十二 403～405)・八月分(十二 405～407)・十月分(三 634～636)・十一月分(十二 409～410)、天平勝宝八歳四月分(十三 165～166)・五月分(十三 167～168)・六月分(十三 168～169)、天平勝宝九歳正月分(十三 213)・三月分(十三 215～216)・四月分(四 229～230)・五月分(四 232)・七月分(四 236～237)がある。また、「礼仏」の見える行事報告としては、天平勝宝三年正月分(三 495～500、十一 539～542)・二月分(十一 534～538)・三月分(十一 529～534)・四月分(十一 523～529)がある。
8. 十一 506～538+三 495～500、続々修 38-2<1>～<26>+正集 6(7)。
復原については、西洋子「食口案の復元—正倉院文書断簡配列復元研究資料 I—」(『正倉院文書研究』四・五、吉川弘文館、一九九六・一九九七年)を参照した。
9. 考課判定のための文書の種類やその作成過程に関しては、野村忠夫『律令官人制の研究(増補版)』「第一篇 律令官人の考叙法」(吉川弘文館、一九七〇年)に詳しい。
10. 二十五 270～271、未詳+続々修 18-6<60>。『大日本古文書』はこの史料を「造東大寺司解案」とするが、当該文書は写経所が作成した文書の案文を書き継いだ継文(『大日本古文書』は「御願経奉写等雑文」と命名する。復原については、山本幸男『写経所文書の基礎的研究』「第二章 天平宝字四～五年の一切経書写」、吉川弘文館、二〇〇二年、一九八八年初出、を参照した。)中に復原され得るため、山田英雄氏の指摘する通り「東大寺写経所解案」と見なすべきである。(山田英雄「奈良時代における上日と禄」(『日本古代史放』、岩波書店、一九八七年、一九六二年初出。))
11. 十三 157～158、続々修 24-7<1>。造講堂所名義で作成された文書としては、他に天平勝宝八歳二月二十七日付けの造講堂所解(二十五 147～148、丹裏文書第 96 号外包裏)がある。丹裏文書は、造東大寺司に所在した文書が転用されたものであるため、造講堂(院)所から提出される上申文書の宛先が造東大寺司であることは明白であろう。
12. 二十五 76～77、丹裏文書第 15 号内包裹。姓名不詳者と坂本朝臣人上の考中行事の記載が見え、いずれも東大寺造営に関する記載であるため「造東大寺司解案カ」とした。なお、注 5 に引いた碑文より、大仏鑄造は天平十九年～天平勝宝元年に実施されたものと考えられるため、天平勝宝年間の史料と見なした。
13. 未収+二十五 246+未収+十五 85+未収、続修 9⑨裏+続々修 47-4<2>+続修 9①裏+続修 9⑤(2)裏+続修 9⑤(1)裏+続々修 46-7<5>裏+続修 9⑥裏。
なお、注 13・14・15・19・21・22 の史料の復原に関しては、「正倉院文書写経機関関係文書—天平宝字六年—」(『東京大学日本史学研究室紀要』十一、二〇〇七年)を参照していただきたい。
14. 十六 219～222+十六 212～215+十五 127+十六 229～252+十六 191～195+十六 199～201+十六 195～197+十六 186～188+十六 185～191+十六 201～208+十六 197～199+十六 227～229+十六 208～211+五 335～354、続々修 45-7<6>裏～<5>裏+続々修 45-7<1>～<2>+続修後集 42②+続々修 45-5<14>裏～<13>裏+続々修 45-5<15>裏+続々修 45-5<12>裏～<1>裏+続修 35(4)裏+続修 35(1)裏+続修 35(3)裏+続修 35(5)裏+続修 36(2)裏+続修 35(2)裏+続々修 45-6<6>+続修 36(1)裏+続修後集 34 裏。
15. 五 195～201、続修別集 32 裏。
16. 古瀬奈津子「告朔についての一試論」(『日本古代の王権と儀式』、吉川弘文館、一九九八年、一九八〇年初出)
17. 大日方克己氏により、石山寺造営期間中に、節日や盂蘭盆の行事や、山口神祭・津神祭などの祭祀が実施されていたことが指摘されている。(『古代国家と年中行事』「六年中行事の重層構造 (一) 造石山寺所と年中行事」、吉川弘文館、一九九三年。)
18. 前掲注 3 論文において、井上氏は「共奉礼仏」と記されるのは写経所に安置された仏に礼拝供養するのをとめたこと」と解するが、写経事業以外においても礼仏行為が見られるため、一概に首肯できない。
19. 五 137～139、続修 38(2)裏。
20. 正倉院文書中における③の用例としては、文書を函に盛る例として「出雲国計会帳」(天平五年、一 587～592 部分、正集 30①)が、経巻を櫃に盛る例として「経巻納櫃注文」(天平十八年十二月八日、二 555～556、正集 15④裏)、「納本経第四櫃盛文」(天平二十年二月五日、三 36～38、続修別集 46②裏)、「後写一切経充本帳(未題経・目録外)」(天平二十年、十 114～115 部分、正集 17①裏)、「造東大寺司一切経韓櫃注文」(宝亀五年十月二十七日、二十三 168～169、続々修 40-2 裏)、「納櫃本経検定并出入帳」(二十四 163～165 部分、二十四 169～170 部分、続々修 15-2)が見える。また、②の用例は、その大部分が献物帳や曝涼関係史料であるが、写経に関連する物品としては、黄紙を櫃に盛る例が見える(「奉写一切経一部料紙并墨等納帳」(神護景雲四年、六 2～6、続修後集 18)、「正倉紙収帳」(宝亀二年～四年、十九 123～131、続々修 37-8)、「奉写一切経所紙納帳」(宝亀三年～四年、十九 144～151))。この②の用例のうち特に献物帳の例から推して、③の場合も単に経巻を盛り付けるだけではなく、仏前に安置した可能性が高いと考えられるのではないかと。
21. 山本注 10 前掲書「第三章 天平宝字六～八年の御願経書写」
22. 五 383～384+十六 326、続修別集 6⑧+続修 202①。
23. 十六 382～383、続修 47⑧裏。